



# 個人住民税の特別徴収

# Q & A

Q  
1

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか？

A  
1

法令改正があったわけではなく、今までも、原則として所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされてきましたが、制度の周知が十分でなく、徹底されていませんでした。

そこで、岐阜県と県内全市町村は、平成 21 年度から広報・周知活動に取り組み、平成 27 年度から特別徴収を徹底することとしました。

なお、従業員または事業主が特別徴収するかしないかを選択することはできません。

Q  
2

特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかるのではないですか？

A  
2

住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。市町村が従業員ごとの住民税額を計算して通知しますので、その税額を毎月の給与から天引きし、翌月の 10 日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。

なお、従業員が常時 10 人未満の事業所には、市町村に申請して承認を受けることにより年 12 回の納期を年 2 回とする制度もあります（納期の特例の承認）。

Q  
3

特別徴収を行わない場合どうなりますか？

A  
3

市町村から特別徴収義務者に指定され特別徴収税額決定通知書を送付された事業主は、その通知書に記載された税額を従業員の給与から天引きして納期限内に納入する義務があります（地方税法第 321 条の 5）。

それにもかかわらず納入しない場合、事業主が税金を滞納していることとなり、滞納処分の対象となるとともに（地方税法第 331 条）、地方税法第 324 条第 3 項の罰則規定の対象となります。

Q  
4

新たに特別徴収により納税するには、どんな手続きをすればいいのですか？

A  
4

毎年 1 月 31 日までに提出することになっている給与支払報告書の総括表と個人別明細書を提出する際、特別徴収する従業員の個人別明細書をひとまとめにして、これに仕切り紙「特別徴収用」を添えて各市町村にご提出ください。

5 月中に各市町村から特別徴収税額の決定通知書が送付されます。

手続きについては、従業員の住所地の市町村住民税担当課にお問い合わせください。  
特別徴収の制度の詳細については、岐阜県税務課のホームページでもご覧いただけます。

岐阜県 特別徴収

検索